

平成 25 年度「小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業」
(第二次市町村提案型) 公募要領

1 . 趣旨

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」(以下、「小型家電リサイクル法」という) が平成 25 年 4 月より施行されました。国は、小型家電リサイクル法第 4 条に基づき、使用済小型家電 (デジタルカメラ、ゲーム機等) の再資源化等を促進するための環境整備を順次行っているところです。

環境省では、市町村が中心となった使用済小型家電の回収に関する実証事業を行い、その実施を通じて回収体制の構築に必要な支援を行っていきます。

なお、本事業は小型家電リサイクル法に基づくりサイクルシステムの構築及び更なる改良のための試験研究を想定しています。

2 . 概要

(1) 公募対象

本公募の対象は市町村とし、小型家電リサイクル法に基づいた、市町村主体の使用済小型家電の回収を事業期間終了後も継続することが要件となります。

なお、複数の市町村の属する都道府県が代表して申請すること又は複数市町村の連名で申請することも可能とします。

(2) 事業対象範囲

市町村が主体となった使用済小型家電の回収体制を整備する上で必要な物品等の全部又は一部です。具体的には、ピックアップ回収の選別用コンテナや使用済小型家電の回収ボックスの制作・設置、市民への広報 (広告、ごみカレンダーの印刷など) などが対象です。汎用性の高い物品の購入費 (パソコン、デジタルカメラ、物置、プロジェクター等) や、中間処理・最終処分に係る費用、市町村が使用済小型家電を請負業者に引き渡すまでに係る作業費、施設整備のための費用、事業者による消費者からの直接回収に係る費用は事業対象外です。

なお、使用済小型家電を市の保管場所から引き渡された中間処理業者が、再資源化処理施設まで運ぶために係る運搬費は事業対象です。

(3) 事業の実施方法

実証事業は、各地方環境事務所において実施します。選定された市町村ごとに、(2) の支援業務を実施する事業者を環境省が別途選定し、市町村と当該事業者の協力のもとに、実証事業を実施していくこととなります。

事業の実施期間は、原則として、実証事業請負業者との契約締結日から平成

26年3月20日までとします。ただし、事業の内容や進捗状況に応じて支援期間終了時期を前倒しすることが可能ですが、最低1ヶ月以上事業を実施してください。

3. 応募方法

(1) 応募方法

認定の申請は、本要領の事業申請書（様式1）、事業計画書（様式2）及び予算書（様式3）を、各地方環境事務所に提出してください。

(2) 応募期間

平成25年7月18日（木）16：00から

平成25年8月30日（金）17：00まで

応募書類一式の紙媒体1部および電子媒体1部（メール送付可）を発送してください。応募期間を過ぎると受理できませんのでご注意ください。

メール送付を行う場合は、担当者にメールアドレスを問い合わせてください。

(3) 応募先及び問い合わせ先

北海道：北海道地方環境事務所 環境対策課 高玉、尾上

所在地：〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目

札幌第1合同庁舎3F

TEL：011-299-1952

東北：東北地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課 佐々木、山本

所在地：〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23

仙台第二合同庁舎6F

TEL：022-722-2871

関東：関東地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課 保科、丸山

所在地：〒330-6018 さいたま市中央区新都心11-2

明治安田生命さいたま新都心ビル18F

TEL：048-600-0814

中部：中部地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課 都築、河邊

所在地：〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-2

TEL：052-955-2132

近 畿：近畿地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課 岩田
所在地：〒540 - 6591 大阪市中央区大手前1 - 7 - 31
大阪マーチャンダイズマートビル8F
TEL：06 - 4792 - 0702

中 国：中国四国地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課 柄本、原田
所在地：〒700 - 0907 岡山市北区下石井1 - 4 - 1
岡山第2合同庁舎11F
TEL：086 - 223 - 1584

四 国：中国四国地方環境事務所 高松事務所 廃棄物・リサイクル対策課
和家、大野
所在地：〒760 - 0023 高松市寿町2 - 1 - 1
高松第一生命ビル新館6F
TEL：087 - 811 - 7240

九 州：九州地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課 高山、木下
所在地：〒862 - 0913 熊本市東区尾ノ上1 - 6 - 22
TEL：096 - 214 - 0328

4. 選定

(1) 選定方法

環境省廃棄物・リサイクル対策部の中に審査委員会を設置し、本事業の評価基準に照らして事業を選定します。なお、選定過程において、申請者にヒアリング調査、追加資料の作成等を依頼する場合があります。

(2) 評価基準

以下の観点により、事業申請書、事業計画書及び予算書を評価します。

(イ) 実効性

- ・使用済小型家電の回収、運搬及び中間処理について、地域の実情を踏まえた上で効果を上げるための工夫がなされているか。一定程度以上の回収が見込める提案となっているか。
- ・また、回収を通じて地域の活性化や雇用の確保などにつながる事業を含んでいるか。

(ロ) 発展性・波及性

- ・使用済小型家電の回収、運搬及び中間処理について、他の地域にも展開可能な内容になっているか。

(ハ) 継続性

- ・実証事業後に小型家電リサイクル法に参加して継続的に使用済小型家電の回収を行う計画になっているか。

(ニ) 関係者との連携・処理の適正性

- ・使用済小型電子機器等の回収、運搬及び中間処理について、関係者との必要な連携体制が準備されているか。
- ・また、海外等における不適正な処理につながるおそれがないか。

(三) 選定結果

選定結果は、申請者へ文書により連絡する予定です。

(四) その他

- ・予算に限りがありますので、提案された内容を全て実施できない場合があります。
- ・本事業は小型家電リサイクル法に基づくリサイクルシステムの構築及び更なる改良のための試験研究を想定しています。
- ・本事業の実施にあたり、使用済み小型家電の引き渡しに係る諸条件については、本事業の請負業者と協議のうえ確定してください。
- ・事業開始時期は応募状況にもよりますが、12月頃を想定しております。
(地方環境事務所と請負業者との契約は11月頃を想定)
- ・今回申請する事業がすでに他の補助金等の支援を受けている場合は、内容重複部分の費用計上は出来ません。